

# 事業系ごみの出し方

まず、ごみが「産業廃棄物」と「一般廃棄物」のどちらであるか、確認してください。



## 1 産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち法律で定めるものです。下表のとおり、20種類が規定されています。収集は産業廃棄物の許可業者に依頼してください。

処理方法について、不明な点がございましたら（公社）福岡県産業資源循環協会（☎409-8911）へお問い合わせください。

|              | 種類                     | 具体例   |
|--------------|------------------------|---|
| 全ての事業活動に伴うもの | ①燃え殻                   | 石灰がら、焼却炉の残灰、その他焼却残さ                                 |
|              | ②汚泥                    | 排水処理後及び製造業生産工程で排出された泥状のもの、洗車場汚泥、建設汚泥                |
|              | ③廃油                    | 廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃洗浄油                                  |
|              | ④廃酸                    | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、全ての酸性廃液                              |
|              | ⑤廃アルカリ                 | 写真現像廃液、廃ソーダ液、全てのアルカリ性廃液                             |
|              | ⑥廃プラスチック類              | 合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状の全ての合成高分子系化合物 |
|              | ⑦ゴムくず                  | 生ゴム、天然ゴム  |
|              | ⑧金属くず                  | 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず                              |
|              | ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラス類、製造過程等で発生するコンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等         |
|              | ⑩鉱さい                   | 鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石灰                                  |
|              | ⑪がれき類                  | コンクリート破片、アスファルト破片                                   |
|              | ⑫ばいじん                  | ばい煙発生施設等の集じん施設によって集められたもの                           |
| 特定の事業活動に伴うもの | ⑬紙くず                   | 建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業から生ずる紙くず                          |
|              | ⑭木くず                   | 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業から生ずる木材片、おがくず、貨物の流通に使用したパレット    |
|              | ⑮繊維くず                  | 建設業、繊維工業から生ずる木綿くず、天然繊維くず                            |
|              | ⑯動植物性残さ                | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物   |
|              | ⑰動物系固形不要物              | と畜場にて処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物               |
|              | ⑱動物のふん尿                | 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、鶏等のふん尿                           |
|              | ⑲動物の死体                 | 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、鶏等の死体                            |
|              | ⑳上記19種類を処分するために処理したもの  |   |

## 2 ごみ処理施設に自己搬入する。

指定袋や粗大ごみシールは不要ですが、分別は必要です。  
搬入料金は **10kg 当たり 150 円（消費税等込）** です。

### ●ごみ処理施設「クリーヒル宝満」

|         |                                       |        |  |
|---------|---------------------------------------|--------|--|
| 住所・電話番号 | 筑紫野市大字原田 1389 番地 ☎926-5300            |        |  |
| 搬入可能な時間 | 月曜日～金曜日                               | 9時～16時 |  |
|         | 土曜日                                   | 9時～15時 |  |
|         | ※昼休みは 12 時～13 時                       |        |  |
| 休み      | 日曜日、5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日 |        |  |

## 3 収集業者に依頼する。

筑紫野市の一般廃棄物収集運搬許可業者（下記3業者のいずれか）と**収集の契約**をしてください。

ごみを出すときは事業系指定袋を使用してください（家庭系指定袋は使用できません）。事業系指定袋は収集業者または筑紫野市商工会から購入してください。

### ●筑紫野市の**事業系指定袋取扱所** 一覧表

| 業者   | （筑紫野市の一般廃棄物収集運搬業者）    |           |            | 筑紫野市商工会    |
|------|-----------------------|-----------|------------|------------|
|      | 筑紫美掃                  | クリーン筑紫野   | 筑紫野資源センター  |            |
| 所在地  | 二日市北 2-12-1           | 岡田 3-10-3 | 塔原東 5-7-11 | 湯町 3-2-5   |
| 電話番号 | 925-6218              | 920-8455  | 923-6565   | 922-2361   |
| 営業時間 | 8:30～17:00            |           |            | 8:30～16:00 |
|      | （ 昼 休 み 12:00～13:00 ） |           |            |            |
| 休み   | 土曜・日曜日、祝日             |           |            |            |



# 事業系一般廃棄物の分別

この表のとおり、分別してください。

| ごみの種類  | 指定袋等のとき                                       | 出せるもの・方法   |
|--|---|--|
|  可燃物    | 80ℓ (大)<br>1,000円/10枚<br>45ℓ (普通)<br>570円/10枚 |  剪定枝葉<br> 木製品<br> 食品の食べ残し、調理残さ<br> 繊維製品<br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  紙くず・ダンボール<br/>                     地域の集団回収に出すことはできません。古紙の再生資源業者に委託して回収してもらうことができます                 </div> |
|  ペットボトル | 45ℓ<br>570円/10枚                               |  このマークがあるもの<br> ラベルとキャップは可燃物<br> 水洗い<br>  |
|  ビン     | 45ℓ<br>570円/10枚                               | <b>フタをはずす</b><br>・プラ→可燃物<br>・金属→不燃物<br> 飲料用・調味料のビン<br> 水洗い<br>缶・ビンは、再生資源業者に委託できます。  |
|  缶     | 45ℓ<br>570円/10枚                               | フタがプラの場合、はずして、可燃物へ<br> 飲料用缶<br> 缶詰<br> 菓子の缶<br> 水洗い   |
|  不燃物  | 45ℓ<br>570円/10枚                               | 上記「可燃物」「ペットボトル」「ビン」「缶」以外のもので、産業廃棄物でないものが対象となります。   |
|  粗大ごみ | 500円/1枚                                       | 指定袋に入らないものは粗大ごみです。<br>収集業者との契約により、粗大ごみシール(1品目ごとに通常成人一人です持てるものは <b>1枚</b> 、二人です持てるものは <b>2枚</b> )を貼って出せます。  |

上記の分類に係わらず特定の業種から排出されたものは産業廃棄物として処理してください。

## 市で処理できないもの

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| テレビ<br>冷蔵庫・冷凍庫<br>洗濯機・衣類乾燥機<br>エアコン | メーカーが引取ることが義務付けられています。処理の方法は次のいずれかです。<br>① <b>買い換えるお店</b> に引き取ってもらう。<br>② <b>買ったお店</b> に引き取ってもらう。<br>③ 郵便局で <b>家電リサイクル券</b> を購入し、 <b>指定引取場所</b> (九州メタル産業鳥栖営業所)に持込む。 |
| 業務用エアコン<br>ショーケース<br>業務用冷蔵庫等        | <b>フロン類を回収できる業者</b> (福岡県のホームページで確認できます。)に引渡してください。  |
| パソコン                                | メーカーが回収・リサイクルします。直接、メーカーに申し込んでください。http://www.pc3r.jp/office/   |
| 消火器                                 | 消火器リサイクル推進センターへ問い合わせてください。☎03-5829-6773 https://www.ferpc.jp/   |
| 電池                                  | 産業廃棄物(「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。)   |
| 蛍光管<br>水銀体温計                        | 産業廃棄物(「水銀使用製品産業廃棄物」に該当します。)   |